

**広島県建築基準法施行
条例第4条の2の適用
の要否の取扱い**

がけの上方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地がある場合の取扱いについて

【 内 容 】

- ・ がけの上方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地がある場合の取扱いは、がけの下端から水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方にある土地の部分をがけの一部とみなして、広島県建築基準法施行条例(以下、「県条例」という。)第4条の2の条例の規定を適用する。
- ・ 具体的には、①建築物(居住の用に供する)が、がけの上にある場合及び②建築物(居住の用に供する)が、がけの下にある場合について、別図のとおり取り扱う。

【 解 説 】

- ・ 県条例第4条の2の規定は、建築基準法第40条に基づき、建築物の敷地について安全性を確保するために必要な制限を附加するものである。
- ・ このため、がけに接する緩傾斜の土地の部分で安全性が必要とされる部分については、がけの一部とみなし、「本条例の適用の有無」及び「確保すべき水平距離」について適用する。

【 参考条文 】

■建築基準法(地方公共団体の条例による制限の附加)抜粋

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

■広島県建築基準法施行条例(がけ付近の建築物)抜粋

第四条の二 住居の用に供する建築物を建築する場合には、その敷地(災害危険区域内にあるものを除く。)が、二メートルを超える高さのがけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。)の上にあるときにあつてはがけの下端から、五メートル以上の高さのがけの下にあるとき(特別警戒区域内にあるときを除く。)にあつてはがけの上端から、当該建築物との間にそのがけの高さの一・七倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 略

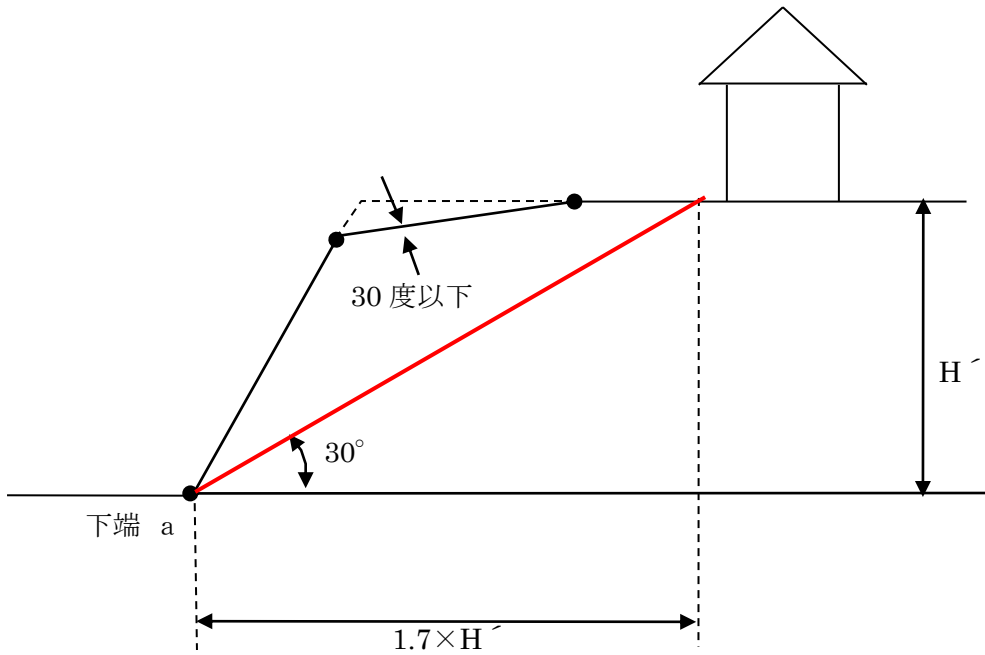
■宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(定義等)抜粋

第一条

- 1 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 略

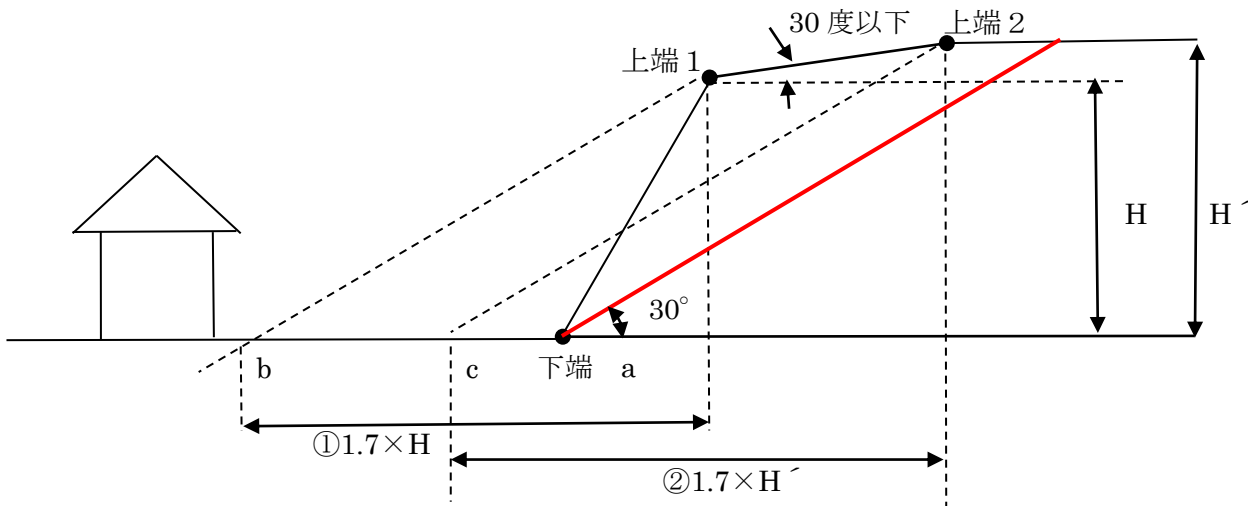
図1 建築物(居住の用に供する)が、がけの上にある場合



【 取り扱い 】

- ・がけの下端(a)から水平面に対し30度の角度をなす面の上方にある土地の部分をがけ及びがけの一部とみなす。
- ・県条例第4条の2の適用の要否は、高さ H' で判断する。
- ・県条例第4条の2に規定する水平距離は、がけの下端aから $1.7 \times H'$ 以上確保する。

図2 建築物(居住の用に供する)が、がけの下にある場合



【 取り扱い 】

- ・がけの下端(a)から水平面に対し30度の角度をなす面の上方にある土地の部分をがけ及びがけの一部とみなす。
- ・県条例第4条の2の適用の要否は、高さ H' で判断する。
- ・県条例第4条の2に規定する水平距離は、がけの各点から30度の勾配線が水平面と交差する点以上確保する。